



APRIL 2021



慢性腎臓病 (CKD) 診療連携構築モデル事業を 延長し2021年度も実施

CKDに関する知識の普及、医療人材の育成など 特別対策事業も継続

かかりつけ医等と腎臓専門医療機関等との診療連携体制構築の全国展開を見据えて2019年度から行われている「慢性腎臓病 (CKD) 診療連携構築モデル事業」が、2021年度まで延長されます。CKDに関する正しい知識の普及啓発などを図るための特別対策事業と併せ、患者の重症化防止や新規透析導入患者等の抑制など、腎疾患対策の柱として展開されます。

2人主治医制による対応を含め 患者の紹介・逆紹介などを推進

診療連携構築モデル事業は、CKDの早期発見・診断、良質で適切な治療の早期実施・継続が可能な診療体制を構築するため、厚生労働省の予算措置で2019年度から行われています。2人主治医制による対応を含めた患者紹介・逆紹介など、かかりつけ医等と腎臓専門医療機関等の連携を推進しています。

CKDは患者数が多く、腎臓専門医療機関だけで重症化予防に対応することは困難だとされています。また、軽症であるうちは、血圧や血糖の管理、減塩

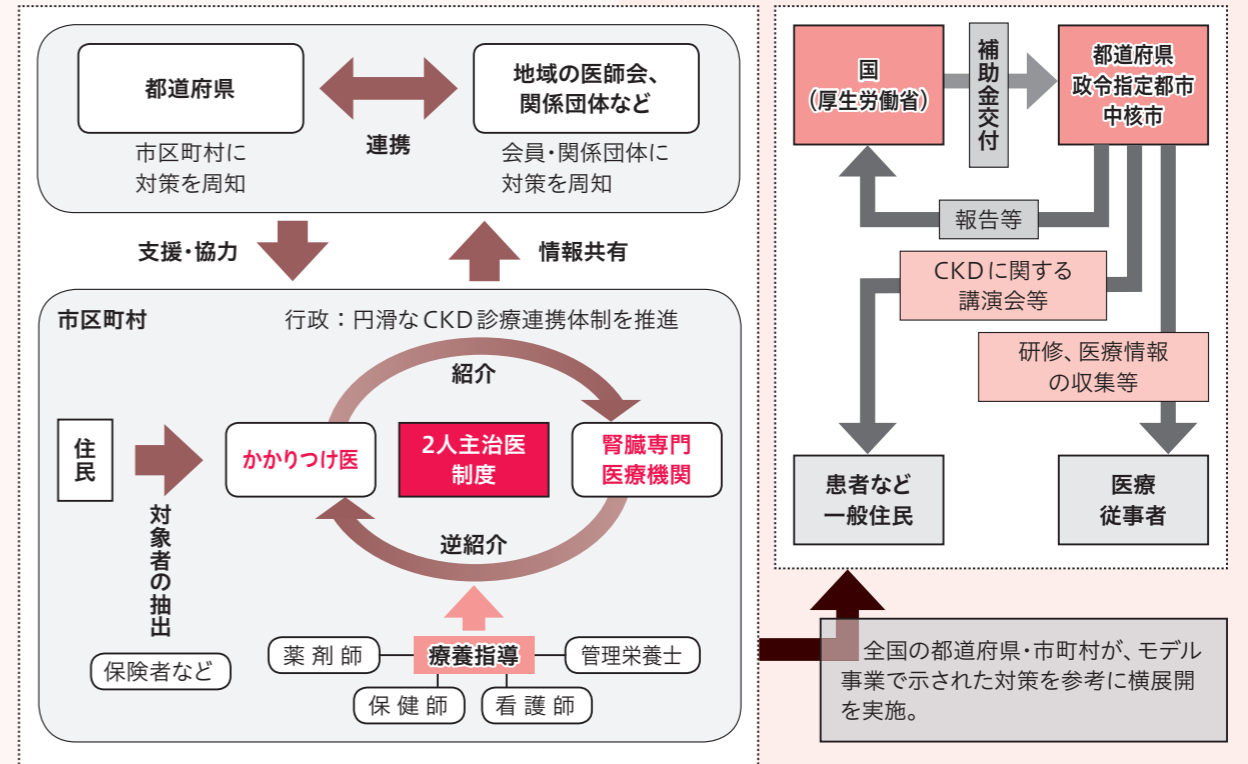
指導などの一般的な内科診療が中心であるものの、重症化すると、合併症予防、最適な腎代替療法の選択や準備など、専門性の高い診療が必要になることから、連携体制の構築が求められていました。

しかし現状は、かかりつけ医等から腎臓専門医療機関や糖尿病専門医療機関等に紹介すべき基準[※]の周知などが十分とはいえない状況だと指摘されています。

そのため、都道府県を中心として、「健診から医療機関への受診勧奨基準」、「かかりつけ医等から腎臓専門医療機関等への紹介基準」、「かかりつけ医等から糖尿病専門医療機関等への紹介基準」について、CKD診療を担う関係者への普及を図るなど

[※]厚生労働省の腎疾患対策検討会が2018年7月に取りまとめた報告書 (<https://www.mhlw.go.jp/content/10901000/000332759.pdf>) において、かかりつけ医から腎臓専門医・専門医療機関への紹介基準 (日本腎臓学会作成・日本医師会監修) などが示されている。

「慢性腎臓病 (CKD) 診療連携構築モデル事業」(左) と「CKD 特別対策事業」(右) のイメージ



(厚生労働省の全国健康関係主管課長会議(2021年3月3日)の資料 (<https://www.mhlw.go.jp/content/10901000/000746039.pdf>) に基づいて加工・作成)

の目的で、厚生労働省予算にモデル事業の実施が盛り込まれました。2021年度予算案には約1,500万円が計上されています。

モデル事業では、①保険者や地方公共団体と医療従事者が連携した腎疾患対策推進のための会議体の設置、研修会等の実施、②地域の実態把握、既存の糖尿病対策や日本腎臓学会の地域における担当者等との連携構築、戦略的な普及啓発活動の実施等、③評価指標等に基づく対策の進捗管理の実施——などが行われます。

医療関係者を対象とした研修や、医療機関情報の収集・提供なども引き続き実施

一方、CKDに関する正しい知識の普及啓発など

のため、2009年度から実施されている「慢性腎臓病 (CKD) 特別対策事業」も継続されます。厚生労働省の2021年度予算案では約3,500万円が計上されました。

特別対策事業は、各都道府県に連絡協議会を設置し、かかりつけ医など医療機関の関係者や保健師等を対象とした研修を実施するとともに、患者・住民向けの講演会の開催やCKD診療に関する医療機関情報の収集・提供などを実施するための補助事業です。

診療連携構築モデル事業の成果などを参考に、CKD診療の連携体制構築を全国展開 (横展開) することにも活用されます。

《発行》

アステラス製薬株式会社
東京都中央区日本橋本町2-5-1 〒103-8411

《内容についてのお問い合わせ先》

医療総研株式会社 (担当: 田中 勝志)
東京都渋谷区渋谷1-7-5 青山セブンハイイツ8F 〒151-0002
TEL.03-6451-1617